



第2期益田市 子ども・子育て支援事業計画

2020年（令和2年）3月
2023年（令和5年）5月（一部改正）
益田市

第5章 施設・事業ごとの量の見込みと提供体制の確保

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、教育・保育及び地域子育て支援事業の提供体制の確保に関する計画について、その提供区域を以下のように設定し、国の「基本指針」に定められた教育・保育及び地域子育て支援事業の確保の内容と実施時期について定めます。なお、本計画については平成30年度に実施したアンケート調査及び利用実績等により量の見込みを算出しております。

1 教育・保育の提供区域の設定

第1期事業計画と同様、益田市全域を提供区域として定める。

2 定期的な教育・保育事業

(1) 定期的な教育・保育事業の確保策の考え方

教育・保育施設及び地域型保育事業	算出対象 児童年齢
1号認定（認定こども園及び幼稚園）	3～5歳
2号認定（認定こども園及び保育所）	3～5歳
3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育事業）	0～2歳

(2) 教育・保育事業の提供体制

(単位:人)

2020年度	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
量の見込み	135	883	513	231
①量の見込み 小計	135	883	744	
確保数	189	957	520	197
特定教育・保育施設 ^{※1}	189	957	518	194
特定地域型保育 ^{※2}			2	3
②確保数 小計	189	957	717	
②-①=	54	74	▲27	

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

(単位:人)

2021年度	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3~5歳	3~5歳	1・2歳	0歳
量の見込み	134	875	486	224
①量の見込み 小計	134	875	710	
確保数	189	957	520	197
特定教育・保育施設 ^{※1}	189	957	518	194
特定地域型保育 ^{※2}			2	3
②確保数 小計	189	957	717	
②-①=	55	82	7	

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

(単位:人)

2022年度	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3~5歳	3~5歳	1・2歳	0歳
量の見込み	131	855	470	217
①量の見込み 小計	131	855	687	
確保数	189	957	520	197
特定教育・保育施設 ^{※1}	189	957	518	194
特定地域型保育 ^{※2}			2	3
②確保数 小計	189	957	717	
②-①=	58	102	30	

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

(単位:人)

2023年度	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3~5歳	3~5歳	1・2歳	0歳
量の見込み	90	804	455	211
①量の見込み 小計	90	804	666	
確保数	172	957	523	199
特定教育・保育施設 ^{※1}	172	957	518	194
特定地域型保育 ^{※2}			5	5
②確保数 小計	172	957	722	
②-①=	82	153	56	

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

(単位:人)

2024 年度	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3~5歳	3~5歳	1・2歳	0歳
量の見込み	82	767	442	204
①量の見込み 小計	82	767	646	
確保数	172	957	523	199
特定教育・保育施設 ^{※1}	172	957	518	194
特定地域型保育 ^{※2}			5	5
②確保数 小計	172	957	722	
②-①=	90	190	76	

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

(1) 地域子育て支援事業の考え方

国の指針に定められている地域子育て支援事業は、以下の 13 事業です。それぞれの事業について、「量の見込み」に対する確保内容と実施時期を定めます。なお、今後は毎年推進状況を確認し、実際の利用状況や社会・経済情勢の変化に応じて見直しを行うなど柔軟な対応を図ります。

- | | |
|---------------------------------|---------------------|
| ①利用者支援事業 | ⑧一時預かり事業 |
| ②地域子育て支援拠点事業 | ⑨時間外保育事業（延長保育） |
| ③妊婦健康診査 | ⑩病児・病後児保育事業 |
| ④乳児家庭全戸訪問事業 | ⑪放課後児童健全育成事業 |
| ⑤養育支援訪問事業 | ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ） | ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業 |
| ⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） | |

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

①利用者支援事業

事業概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じて相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する。

供給体制

【基本型・特定型】					
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0
② 提供体制	0	0	0	0	0
②-①=	0	0	0	0	0
【母子保健型】					
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	1	1	1	1	1
② 提供体制	1	1	1	1	1
②-①=	0	0	0	0	0

②地域子育て支援拠点事業**事業概要**

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

対象年齢

0歳～2歳

単位

人日/月

量の見込みと確保数

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
① 量の見込み	546	521	504	489	474	
提供体制	② 確保数	750	750	750	750	
	箇所	1	1	1	1	
	②-①=	204	229	246	261	276

③妊婦健康診査**事業概要**

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。

単位

人回

量の見込みと確保数

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
① 量の見込み(人)	270	260	260	250	250
① 量の見込み(回数)	3,240	3,120	3,120	3,000	3,000
② 提供体制	・実施場所：各医療機関 ・検査項目：血液検査、超音波検査等の国が定める基本的な妊婦健康診査項目 ・実施時期：妊娠 12～39 週まで				

④乳児家庭全戸訪問事業**事業概要**

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う。

対象年齢

0 歳

単位

人

量の見込みと確保数

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
① 量の見込み	280	270	260	260	250
② 提供体制	・実施体制：10 人（保健師、看護師、助産師など） ・実施機関：直営				

⑤養育支援訪問事業**事業概要**

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

単位

人(支援対象人数)

量の見込みと確保数

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
① 量の見込み(人)	50	50	50	50	50
② 提供体制	・実施体制：14 人（保健師、栄養士、保育士、社会福祉士等専門職） ・実施機関：直営				

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う。

対象年齢

0歳～5歳、1年生～6年生

単位

人日

量の見込みと確保数

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	155	151	147	140	135
② 確保数	155	151	147	140	135
②-①=	0	0	0	0	0

⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

事業概要

乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

対象年齢

1年生～6年生

単位

人日/年

量の見込みと確保数

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	45	45	45	140	140
② 確保数	180	180	180	180	180
②-①=	135	135	135	40	40

⑧一時預かり事業

事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う。

⑧-1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）

対象年齢

3歳～5歳

単位

人日

量の見込みと確保数

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	2,686	2,666	2,606	3,600	3,600
② 確保数（幼稚園）	2,686	2,666	2,606	3,600	3,600
②-①=	0	0	0	0	0

⑧-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

対象年齢

0歳～5歳

単位

人日

量の見込みと確保数

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
① 量の見込み	3,339	3,255	3,169	2,320	2,320	
確保数	一時預かり事業 （幼稚園型を除く）	3,254	3,170	3,084	2,235	2,235
	ファミリー・サポート・センター事業 （未就学児）	180	180	180	180	180
	② 合計	3,434	3,350	3,264	2,415	2,415
②-①=	95	95	95	95	95	

⑨ 時間外保育事業（延長保育）

事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園などで保育を実施する。

対象年齢

0歳～5歳

単位

人

量の見込みと確保数

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	582	566	551	526	505
② 確保数	582	566	551	526	505
②-①=	0	0	0	0	0

⑩病児・病後児保育事業

事業概要

病児について、病院・保育所などに付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育などを実施する。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人日

量の見込みと確保数

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み		600	600	600	600	600
提供体制	② 確保数	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	箇所	1	1	1	1	1
	②－①＝	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200

⑪放課後児童健全育成事業

事業概要

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の活用可能教室などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

対象年齢

1年生～6年生

単位

人

量の見込みと確保数

低学年	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	385	378	367	369	365
② 確保数	392	392	392	392	392
②－①＝	7	14	25	23	27
高学年	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	105	124	140	139	132
② 確保数	131	131	131	131	131
②－①＝	26	7	▲9	▲8	▲1
合計	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	490	502	507	508	497
② 確保数	523	523	523	523	523
②－①＝	33	21	16	15	26
提供体制（施設数）	16	16	16	16	16

新・放課後子ども総合プランの推進

＜市町村行動計画等に盛り込むべき内容＞

ア 一体型の放課後児童クラブ及びボランティアハウスの 2023 年度(令和 5 年度)に達成されるべき目標事業量

令和 5 年度までに 9 か所の一体型と、3 か所の連携型を整備できるよう取り組んでいきます。

イ ボランティアハウスの 2023 年度(令和 5 年度)までの実施計画

現在ある 12 か所のボランティアハウスの活動の充実を推進するとともに、放課後児童クラブとの一体的・連携した取組を推進します。また、豊かな体験活動が各地区において継続的に実施される体制づくりのため、活動者への支援、各地区の機運の醸成に取り組みます。

ウ 放課後児童クラブ及びボランティアハウスの一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

国が示す一体型又は連携型を促進するため、福祉部局と教育委員会が一体となって放課後児童クラブやボランティアハウス及び地域を中心とした子育て支援事業の関係者と連携して学校施設等を活用した事業や行事の企画など働きかけていきます。

エ 小学校の活用可能教室等の放課後児童クラブ及びボランティアハウスへの活用に関する具体的な方策

教育委員会、学校と連携して、小学校の教室の活用状況を定期的に調査し、可能な範囲で活用を推進します。

オ 放課後児童クラブ及びボランティアハウスの実施に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブやボランティアハウスの事業を一体的に進めるため、組織の見直しを行うとともに相互の関係者との情報共有を図り、総合的な放課後対策に取り組んでいきます。

カ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

児童の安心、安全を第一に、配慮を必要とする児童に関する研修や受け入れに係るアドバイザー等の派遣等の体制づくりを行います。

キ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

放課後児童クラブに預ける保護者や地域の実情等に応じて、きめ細かく利用しやすい制度を構築します。

ク 各放課後児童クラブがその役割をさらに向上させていくための方策

「生活の場」、「遊びの場」として、集団生活の中での社会性の確立を目指し適切な環境づくりを進めるため、放課後児童支援員等の研修の充実を図るなど質の向上に努めます。

ケ 放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

ホームページ等による情報提供を継続するとともに、放課後児童クラブが設置する運営員会等を通じて、学校や地域と連携を深めます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用などを助成する。

供給体制

今後、国の指針などに基づき助成を検討します。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る。

供給体制

今後、国の指針などに基づき取り組んでいきます。